附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一及び第三の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十六条及び第百五十八条の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（共済掛金の支払期限）	（共済掛金の支払期限）
第七十三条　（略）	**第七十三条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済掛金を、事業規程等で定めるところにより分割して支払う場合における法第百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、前各項の規定にかかわらず、第一回の支払にあっては第一項から第三項まで又は前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあっては次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ当該各号に定める日以前の事業規程等で定める日とする。	6　家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済掛金を、事業規程等で定めるところにより分割して支払う場合における法第百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、前各項の規定にかかわらず、第一回の支払にあっては第一項から第三項まで又は前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあっては次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ当該各号に定める日以前の事業規程等で定める日とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　畑作物共済　共済責任期間の二分の一に相当する期間を経過する日	四　畑作物共済及び園芸施設共済　共済責任期間の二分の一に相当する期間を経過する日
五　園芸施設共済　共済責任期間の十二分の十一に相当する期間を経過する日	（新設）
（共済責任期間の特例）	（共済責任期間の特例）
第百五十四条　法第百五十八条の農林水産省令で定める特別な事由は、次の各号に定める事由とする。	**第百五十四条**　法第百五十八条の農林水産省令で定める特別な事由は、次の各号に定める事由とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　第八十一条第一項第七号イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同号ニに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じたことにより、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあったこと。	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する。